

事業主 殿

倉庫業健康保険組合
理事長 小泉 駿一

被扶養者認定における国内居住要件の追加について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律及び、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が令和2年4月1日から施行され、被扶養者の認定要件に新たに国内居住要件が追加されます。

つきましては、改正の内容及び、事務手続きについて、下記のとおりお知らせいたしますので、ご確認いただきますとともに被保険者にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 国内居住要件の考え方について

改正後の健康保険法第3条第7項に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある方は原則、国内居住要件を満たすものとされます。

ただし、日本国内に住民票を有していても、海外で就労している等、明らかに「日本での居住実態がない」ことが判明した場合は、国内居住要件を満たさないと判断されます。

2. 国内居住要件の例外に該当する方（海外に居住しているが被扶養者として認定できる方）

日本国内に住民票がないとしても、外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う方については、「日本国内に生活の基礎があると認められる者」として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

<国内居住要件の例外に該当する方>

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する方
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方
(例：ワーキングホリデー制度での渡航など)

- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方
(例：海外赴任中に生まれた被保険者の子、海外赴任中に現地で結婚した配偶者など)
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方

3. 適用を除外すべき特別な理由がある者について（外国籍の方）

日本国内に住民票を有していても、健康保険法の適用除外とすべき、以下の「特別な理由がある者」は、施行日（令和2年4月1日）において被扶養者から除外することとなります。

<特別な理由がある者とは>

外国籍の方で、在留資格（ビザ）が次の特定活動である方

特定活動	① 病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動 (例：医療滞在ビザで来日している方)
	② ①の医療を受ける活動を行う者の日常生活の世話をする活動
	③ 1年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動 (例：観光・保養を目的とするロングステイビザで来日している方)

4. 令和2年4月1日以降の扶養認定の手続き等について

(1) 4月1日現在、認定中の被扶養者の方で削除の届出が必要な方

以下の事由に該当する方は、4月1日付で被扶養者削除となり、「被扶養者（異動）届」の提出が必要となります。

<被扶養者削除の届出が必要な方>

- ① 国内に住民票を有さず、「国内居住要件の例外」に該当しない方
- ② 外国籍の方で、国内に住民票を有し、医療滞在ビザで来日している方
- ③ 外国籍の方で、国内に住民票を有し、観光・保養を目的とするロングステイビザで来日している方
- ④ 国内に住民票を有するが、海外で就労している等、明らかに日本での居住実態がない方

※被扶養者削除届が必要な方が、施行日において国内の保険医療機関に入院中の場合、経過措置により入院期間中は引き続き被扶養者となります。ただし、退院日の翌日をもって被扶養者削除の手続きが必要となりますのでご注意ください。

※削除の手続きをされていないことが判明した場合には、4月1日に遡って被扶養者の資格を取り消し、医療費等の保険給付費についても遡って請求させていただきます。

(2) 4月1日以降の扶養申請について

①国内に住民票を有する方を扶養申請する場合

従来の添付書類に加え、認定対象者が国内居住要件を満たしていることを確認するため、「住民票」（直近のもの）を添付してください。

ただし、「被扶養者（異動）届」に個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は添付を省略することができます。

②国内に住民票を有さない方を扶養申請する場合

従来の添付書類に加え、認定対象者が国内居住要件の例外に該当していることを確認するため、以下の証明書類を添付してください。

なお、国内居住要件の例外に該当する場合の申請においては、「被扶養者（異動）届」の備考欄に「国内居住要件の例外該当事由」を記載してください。

<国内居住要件例外に該当する方の添付書類>

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、 入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方	事由に応じ、個別に判断いたしますので、組合にご連絡ください。

※書類が外国語で作成されている場合は、その書類に加え、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要です。

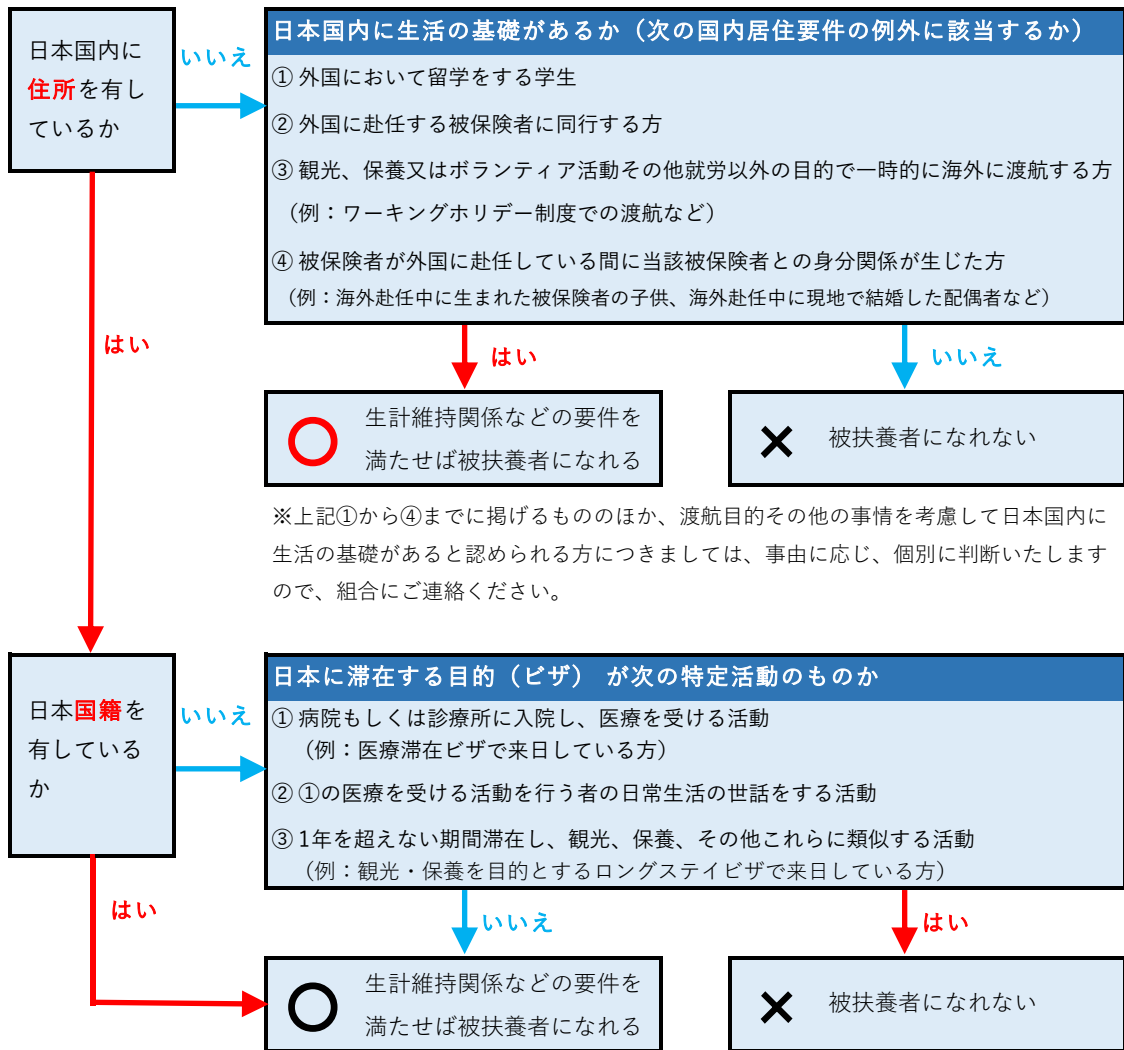
③外国籍で国内に住民票を有する方を扶養申請する場合

従来の添付書類に加え、3.にある「適用を除外すべき特別な理由」に該当しないことを証明する書類（「在留カード・ビザ」の写し等）を添付してください。

※【参考資料】改正内容のチャート図（別紙）を添付しておりますので、ご活用ください。

なお、本件につきまして、ご不明な点がございましたら、組合業務1課までご連絡ください。

【参考資料】改正内容のチャート図



- 現在、認定中の被扶養者の方で、チャートの結果「× 被扶養者になれない」に該当される方につきましては、令和2年4月1日付けで、被扶養者削除の届出が必要となります。
- 令和2年4月1日以降の扶養申請については、従来の添付書類に加え、直近の住民票を添付してください。ただし、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーの記載がある場合は添付を省略することができます。
- 令和2年4月1日以降の扶養申請において、チャートの結果○に該当される方は、「被扶養者(異動)届」の備考欄に「例外該当事由」を記載のうえ、以下の例外該当事由に応じた証明書類を添付してください。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた方	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

※書類が外国語で作成されている場合は、その書類に加え、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文が必要です。